平成２５年（フ）第２６６号
石川県白山市剣崎町112番地
破産者　株式会社大瀬研究所
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３５０号
金沢市西金沢３丁目64番地
破産者　有限会社ヘンミ商会
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４０３号
静岡県浜松市中区板屋町104－１Ｄ’グラフォー卜浜松Ｄ’ｓＴｏｗｅｒ1804
破産者　株式会社高須アイ・システム
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４３６号
静岡県浜松市中区西丘町812番地
破産者　有限会社松江工業
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
三重県松阪市垣鼻町1764番地38
破産者　大橋　眞彦
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１０４号
岡山市中区西川原１丁目７番５号カーサヴェルデ101号室、申立時の住所岡山市東区金岡西町324番地10
破産者　國本　臣市
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４４号
香川県高松市新北町21番33号　第２メールブルー101号室
破産者　濱地　康夫
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６号
長崎県諫早市高来町船津173番地１
破産者　吉野ひろみ
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２０年（フ）第２１２号
宮崎県日向市大字富高7458番地２
破産者　相互造林株式会社
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第８３号
宮崎県延岡市祝子町2987番地15
破産者　有限会社荒木組
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１３６号
茨城県土浦市摩利山新田247番地の１
破産者　総商陽光株式会社
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３７号
茨城県土浦市摩利山新田247番地１
破産者　土浦平和商事有限会社
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７０号
茨城県土浦市摩利山新田247番地１
破産者　有限会社日光屋
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３５号
岐阜県加茂郡坂祝町取組490番地の１
破産者　美濃加茂車輌株式会社
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３９７号
北九州市小倉南区下貫２丁目10番33号
破産者　有限会社国広建設
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８２号
山形県西村山郡河北町谷地ひな市１丁目１番地の１
破産者　有限会社ウロコイチ
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
栃木県大田原市八塩193番地
破産者　熊田　　昇
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第３７号
栃木県那須塩原市下永田３丁目1169番地12シャトンガーデンＢ―101号、前住所栃木県那須塩原市東栄２丁目６番37号
破産者　後藤　好子
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第６１５号
千葉市若葉区桜木７丁目５番75号　テラス高橋Ａ棟５号
破産者　西野　純治
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９１号
川崎市幸区古市場１丁目26番地15
破産者　株式会社小野タイル店
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９５２号
兵庫県加古川市平岡町土山1221番地の18
破産者　株式会社リビングワールド
1　決定年月日　平成25年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部